

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和14年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和14年3月31日まで) |

庁内各局部課長  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
各附属機関の長  
各地方機関の長

殿

警察庁丙国捜発第195号、丙企画発第61号  
丙生企発第119号、丙刑企発第28号  
丙組一発第18号、丙交企発第57号  
丙備企発第88号、丙外事発第64号  
丙備一発第24号、丙サ企発第62号

令和8年10月13日  
警察庁刑事局長  
警察庁長官官房長  
警察庁生活安全局長  
警察庁交通局長  
警察庁警備局長  
警察庁サイバー警察局長

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた総合対策の推進について（通達）

我が国における外国人情勢を踏まえ、本日、「外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた警察における取組の推進について（依命通達）」（令和8年10月13日付け警察庁乙刑発第5号ほか）が発出されたところであり、警察として、外国人の受入れ及び外国人との共生のための取組を推進する中で、違法行為には厳正に対処することにより、我が国の法令やルールの下で、国民と外国人が互いに尊重し合い、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現に寄与するため、推進体制を確立するとともに、関係行政機関等と連携した実効ある対策を推進することとした。

これを踏まえ、別紙のとおり総合対策を実施することとしたので、各位にあっては、警察の総合力を発揮して、各種取組を推進されたい。

なお、本通達の発出に伴い、「「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針」の改正について（通達）」（令和6年4月1日付け警察庁丙国捜発第43号ほか）及び「外国人等との共生社会の実現へ向けた取組について（通達）」（令和4年4月15日付け警察庁丙企画発第28号ほか）については廃止する。

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた総合対策

第1 違法行為の厳正な取締り、関係行政機関等との連携等

1 違法行為の厳正な取締り等

(1) 国際犯罪組織の実態解明・取締り

各種警察活動、国内外の関係機関との情報交換等を通じて、国際犯罪組織に関する基礎的な情報・資料を収集し、その実態を分析するとともに、取締りに当たっては、発生した事件の検挙にとどまることなく、被疑者の犯罪行為を直接又は間接に支援している人的又は資金的なネットワークやインフラ等を解明し、徹底した取締りを行う。

(2) 悪質な仲介事業者等の実態解明・取締り

在留外国人の就労等に際して悪質な仲介事業者等が介在することを防ぐため、悪質な仲介事業者等の実態把握に努めるとともに、これを把握した場合は、判明した事実関係に即して関係法令を適切に適用し、厳正な取締りを行う。また、雇用関係事犯については、暴力団及び匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織、悪質な仲介事業者等が介在していることも考慮し、単に雇用主の検挙にとどまることなく、証拠資料の精査、各種法令の適用等、突き上げ捜査を徹底するとともに、悪質なビジネスモデルの解体を図る。

(3) 組織的窃盗・盗品流通事犯の取締り

金属盗や自動車盗、万引きを組織的に実行し、当該盗品を海外に不正に輸出等する犯罪グループは、不法滞在者等で構成されていることが多く、実行犯を検挙しても次々に補充され、また、犯行ごとに実行犯が入れ替わるなど、実態把握が困難であるところ、中心的役割を果たす人物を検挙し、犯罪グループを壊滅するため、各都道府県警察は、各種警察活動を通じて把握した犯罪グループの拠点や活動実態、組織構成に関する情報について、部門間の情報共有を図りつつ取締りの徹底を図るほか、事業者に対し防犯対策に係る継続的な働き掛けを行う。

また、自動車盗については、本年2月に改訂された「自動車盗難等防止行動計画」に基づき、盗難被害の多い車種を使用する者に対して防犯の呼びかけを行うなど、管内の実態に即した効果的な自動車盗対策に取り組むとともに、古物営業法に基づく積極的な立入り検査や行政処分等を含めた悪質な自動車解体ヤードに対する取締りを推進する。

(4) 国境をまたぐマネー・ローンダリング事犯の実態解明

来日外国人が関与するマネー・ローンダリング事犯の中には、不正入手した他人の電子決済コードを利用したり、国内の不動産購入を希望する外国人から手付金の支払を請け負い、その手付金に犯罪収益を充てた上で、地下銀行に対価を送金させて外貨両替したりするなど、様々な手口を使ってマネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれるところ、犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剥奪することが重要である。

警察庁においては、疑わしい取引に関する情報等を活用し、都道府県警察における犯罪収益関連犯罪の捜査に対する指導及び調整並びに犯罪組織等の実態解明を行い、また、各都道府県警察においては、被疑者の検挙にとどまることなく、証拠の収集・分析に努めるとともに、犯罪による収益の移転に暗号資産等が悪用されている場合には、各都道府県警察のサイバー部門を介して関東管区警察局サイバー特別捜査部に暗号資産追跡を依頼するなどして犯罪収益の移転先を解明し、犯罪収益対策を推進する。

(5) いわゆる白タク行為、違法民泊の取締り等

いわゆる「白タク行為」は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に違反して旅客の運送を行う行為であり、利用者の安全確保の観点からも問題があることから、関係機関・団体と連携して、「白タク行為」の防止に係る広報啓発活動を行うほか、組織的かつ積極的な検挙措置を講じるとともに、末端の運転者の検挙を端緒に突き上げ捜査を行い、配車ブローカー等の背後関係についても実態解明に努める。また、法令手続が行われずに営業が行われている民泊等を運営する不適切な事業者に対しては、自治体等と連携し、関係法令に基づき適切に対応する。

(6) 一部の外国人による集団的な違法行為への的確な対処

(1)から(5)のほか、一部の外国人により、何らかの集団的な違法行為が行われたときは、国民が不安を感じ、中には社会問題に発展する場合もあり得る。したがって、平素から警察署等と緊密な情報共有を行い、市民生活に対する影響が顕在化する前の段階での実態把握、特に各種警察活動による住民の不安感の把握や地域固有の犯罪傾向の精査を行い、必要に応じて、警察本部から警察署に必要な人員を派遣するなど、事案の重大性や緊急性に応じて的確に対処する。その際には、事件検挙のみに拘泥することなく、行政処分のほか、自治体や商店街の組合等の地域に根ざした関係機関・団体等と連携し、広報啓発活動や違法行為が発生しにくい環境の整備を推進するなど、複合的かつ多角的なアプローチにより対応する。

2 不法滞在者等対策の推進

管内の不法滞在者、不法就労者及びこれを助長する雇用主、ブローカー等

に係る情報については、平素から地方出入国在留管理局と緊密に情報共有を行い、各種法令に基づく立入調査や合同摘発を行うなど不法滞在者等の対策を推進する。また、合同摘発により地方出入国在留管理局が摘発した者を含め、各種警察活動で外国人を取り扱ったときは、立件に至らなかった場合であっても、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第24条各号に規定される退去強制事由に該当すると思料する外国人については、入管法第62条第2項の規定に基づき、確実に地方出入国在留管理局に通報を行う。

### 3 制度の適正な運用の推進

道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第3項のいわゆる「外免切替」の手続については、令和7年9月、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第81号）等が公布され、同年10月から施行されたところである。

これにより、免許申請者の国籍にかかわらず、住民票の写しを添付させることを原則とし、また、外国人については、免許更新等の機会においても、住所の確認をすることとし、これらにより、在留資格のない者や観光等の「短期滞在」の在留資格の者には免許申請や更新を認めないこととされた。また、「外免切替」手続において行う知識確認・技能確認の運用についても、令和7年10月から所要の変更を行い、申請者に対し、日本の交通ルールを十分に理解しているかを厳格に確認することとした。

引き続き、これらの厳格な運用を徹底するほか、免許証取得時や更新時において多言語化した資料や映像を活用するなどして外国人運転者に対する効果的な交通安全教育を着実に行うなど、外国人運転者に対する日本の交通ルールの周知徹底を図るための必要な取組を推進する。また、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に対する取締りを推進する。

### 4 関係行政機関等との連携

#### (1) 関係行政機関への情報提供

各都道府県警察は、監理措置に付する旨の決定を受けた者（入管法第44条の2第1項若しくは第6項又は第52条の2第1項若しくは第5項）及び仮放免許可を受けた者（入管法第54条第2項）について、当該者等による条件違反等に関する情報を認知した場合は、地方出入国在留管理局に対し適切に情報提供するほか、地域の実情を踏まえたより実効性ある取組とともに推進していく観点から、必要に応じて、管内における外国人犯罪の状況等について自治体等の関係行政機関等に提供する。さらに、各都道府県警察は、各種警察活動を通じて、管内における外国人による深刻な迷惑行為を把握した場合には、警察庁に報告する。

警察庁は、各都道府県警察からの報告等を通じて把握した外国人犯罪の情勢や外国人による迷惑行為の実態等について、出入国在留管理庁等の関係機関に対し、必要な情報の提供を行う。

(2) 水際対策の推進

警察庁は、出入国在留管理庁と連携し、事前旅客情報システム等を活用した水際対策を推進する。また、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配を迅速に行う。

各都道府県警察は、税関と連携し、不正輸出入を防止するための合同摘発を行う。

(3) 外国捜査機関、治安当局等との連携

警察庁は、捜査が国外に及ぶ場合は、I C P Oを通じた捜査協力のほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約等を活用して、外国捜査機関に対して捜査共助を行う。また、外国捜査機関との連携強化を図るため、二国間協議の実施、国際会議の開催・参加、I C P Oが主導するオペレーション等への参加を積極的に行う。加えて、国内の治安情勢を踏まえ、必要がある場合には、関係する国の治安当局等に対し、当該国から来日する外国人による犯罪を抑止するための施策の推進等について、関係機関と連携し、必要な働きかけを行う。

## 第2 外国人に対応するための環境の整備等

### 1 制度・手続等の分かりやすさの確保等

(1) 外国語対応可能職員の配置

外国人対応の機会が多い警察署、交番等においては、外国人からの急訴、各種届出等に対応できるよう、外国語による対応が可能な職員を配置するなど、体制の整備に努める。

(2) 警察の施設、車両、被服、道路標識等への多言語表示

警察署等の案内表示や車両、被服等への多言語による表示・併記を進める。また、必要に応じて、外国人運転者にも分かりやすい道路標識に更新するなど、外国人に配慮した交通環境の整備を推進する。

(3) 多言語対応のための資料・資機材の整備

犯罪捜査、交通指導取締り、市民応接、運転免許学科試験をはじめとする行政手続、防犯・防災、交通の安全と円滑に資する広報、犯罪被害者等支援等、各種警察活動における外国人への制度教示や情報提供を円滑に行うため、多言語や「やさしい日本語」（外国人にも理解できるように配慮した簡単な日本語をいう。以下同じ。）によるコミュニケーション支援資料のほか、高度警察情報通信基盤システムのデータ端末（PⅢ形データ端

末)等の多言語翻訳機能を搭載した資機材、多言語表示可能な資機材の整備に努める。

(4) ウェブサイト等の活用

外国人への情報提供を効果的に行うため、警察庁及び都道府県警察のウェブサイトへの多言語による情報掲載の推進、関係機関との連携も視野に入れたSNS等を含むメディアの活用を検討する。

(5) 現場対応等に係る訓練の実施

外国人に係る事案への対応力を高めるため、(3)の資料・資機材や、三者通話機能を使用した通訳を活用するなどして、外国人に係る現場対応を想定した訓練を実施する。

(6) 外国人に係る各種取組等に関する教養の徹底

多様な背景を持つ外国人に適切に対応するため、平素から関係行政機関・団体と連携を図りつつ、日本と世界各国・地域との法や社会規範等の違いのほか、政府が推進する外国人関係施策や各種条約等に基づく外交特権等の基本的知識、多言語や「やさしい日本語」による外国人対応等に関する各種教養を徹底する。

2 外国人の犯罪被害及び犯罪への関与の防止

(1) 各種警察活動等の推進

警察が行う防犯、交通安全についての広報啓発活動、通訳人との連携等による巡回連絡、110番通報講習、自主防犯団体との合同パトロール、犯罪の取締り、災害対策、テロ対策、外国人が集まる各種イベントへの参加等の各種活動は、外国人の犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止に加え、法の不知による犯罪への加担を防ぐほか、外国人コミュニティの要望等を把握するなどして当該コミュニティの人々が言語や生活習慣の相違等から生ずる犯罪やトラブルに巻き込まれる事案を未然に防止するなど、外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくとの観点からも効果的である。また、ライフステージ・ライフサイクルに応じた施策を実施することも効果的である。

各都道府県警察は、このような効果を十分認識した上で、外国人コミュニティとの協力関係の構築に努めつつ、各コミュニティの実態に応じた施策を推進する。

(2) 関係機関・団体等との連携強化

外国人に係る事案に関わる行政機関をはじめ、日本語学校や専門学校等外国人が多く在籍する教育機関、国際交流協会を含むNPO、各地の観光案内所等(以下「関係機関・団体等」という。)と相互の連絡経路を確認しておくなど、平素からの協力体制を構築することにより、外国人の要望

等を的確に把握するとともに、外国人からの相談等のうち他の機関等が対応することがふさわしいものについて、関係機関・団体等に迅速かつ正確に引き継ぐよう努める。また、関係機関・団体等に対し、外国人犯罪の状況等に関する情報提供等を行い、関係機関・団体等の実施する各種取組に警察として必要な協力を行うなど、関係機関・団体等との連携に努める。

### 3 実態把握等の推進

#### (1) 実態把握の推進

各都道府県警察は、実施すべき施策の具体的な内容、時期、方法等の選択及び決定が適切に行われるよう、各種警察活動等を通じて、外国人コミュニティの実態把握を着実に推進する。その際、外国人コミュニティの実態は、社会経済状況等の変動に伴って常に変化するものであることから、各都道府県警察は部門間連携、関係行政機関等との連携に配慮する。

#### (2) 適切な情報共有と対策の実施

実態把握を通じて収集した外国人コミュニティに係る各種情報は、各都道府県警察の司令塔の下に設置される体制において適切に集約管理を行い、関係部門とも適切に情報共有を行うとともに、犯罪組織の浸透の予兆等を把握した場合には、早期に浸透を防止する施策を講じる。

### 4 通訳体制の拡充等

#### (1) 通訳人材の確保

各都道府県警察において、言語別の通訳需要を的確に把握の上、計画的な部内通訳人の育成及び部外通訳人の確保に努める。

#### (2) 通訳人の能力の維持・向上及び質の確保

通訳人の語学能力を的確に把握するとともに、各都道府県警察の実情に応じて、独自のブラッシュアップ研修や複数都道府県合同による研修を実施するなど、その能力の維持・向上及び質の確保のための教養の充実に努める。

#### (3) 110番通報受理時等における三者通話対応の強化

外国人からの110番通報受理時等における三者通話機能の利用に当たっては、部内通訳人及び部外通訳人に加え、多言語コールセンターを活用するなど、通報受理体制のより一層の強化を図る。

#### (4) 都道府県警察通訳センター等の機能及び相互連携の強化

ア 各都道府県警察本部において、通訳人の運用を一元的に所掌する係(以下「通訳センター」という。)が昼夜を問わず、迅速かつ適切に通訳人を選任・手配等の運用を行うことができる体制を整備する。

また、通訳センターは、各部内通訳人の運用状況を把握し、捜査部門や通訳人が配置されている所属と連携し、全ての部内通訳人が可能な限

り多くの通訳業務に従事できるよう調整を行う。

イ 各都道府県警察は、管轄区域を越えた通訳人の運用を円滑に行うため、他の都道府県警察からの要請に柔軟に対応するなど、都道府県間の相互連携を一層強化する。

### 第3 その他

各都道府県警察の司令塔は、総合対策に関する各種施策、部門間連携及び事件検挙等功労があった所属又は職員に対して、積極的な賞揚を行うこと。